

心身障害者福祉手当の認定誤りによる支給漏れ

令和3年4月、心身障害者福祉手当の認定内容に誤りがあり、受給者1名に対して、平成17年から総額約105万円の未支給が生じていたことが分かりました。区は誤りを認め、今後速やかに当該受給者へ未支給分全額を支給します。

1 概要

今年4月、心身障害者福祉手当の一部が支給漏れになっているとの申し出が当該受給者からありました。

これを受けて、過去に遡り調査したところ、平成17年5月の申請時に障害要件の認定を誤り、月額17,000円支給すべきところ月額11,500円の支給としていたことが判明しました。

その後も障害要件の誤りを見つけることができず、15年以上(191カ月)にわたり未支給状態が続いていました。

【未支給額】

$$1,050,500 \text{ 円} = (17,000 \text{ 円} - 11,500 \text{ 円}) \times 191 \text{ 月}$$

【障害要件・手当月額】

障害要件	手当月額
身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、 脳性麻痺、進行性筋委縮症	17,000円
身体障害者手帳3級、愛の手帳4度	11,500円

2 区の対応

- 未支給となっている差額分全額を速やかに追加支給します。
- 同様の受給者について全件確認したところ、認定の誤りはありませんでした。

3 再発防止に向けて

- 申請時及びシステム入力時の複数の職員による確認作業をあらためて徹底するほか、見落とし防止の観点から申請書等を分かりやすい様式に改善します。
- 認定後も定期的に受給者の障害要件を確認します。

4 田中良区長のコメント

長期間にわたり、適正な心身障害者福祉手当が支給されていない事案が発生したことについて、大変重く受け止めています。深くお詫び申し上げますとともに、今後、このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

【問い合わせ先】

保健福祉部障害者施策課：03-3312-2111 内線1141
総務部広報課：03-3312-2111 (代表)